

障がい者通所支援施設再編行動計画(案)

1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、障がい者通所支援施設の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 障がい者通所支援施設再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、（障害者総合支援法に基づき、障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）のある方に、作業等の訓練の場を提供し、自立を支援するための 就労継続支援B型 事業を実施する障害福祉サービス事業所3か所を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

このため、障がい者の就業へ向けての訓練の場と適切な公共施設の配置としての視点から、対象施設の状況等について再検証します。

なお、市内には同様の民間施設が5施設設置されています。

（1）対象施設の状況（詳細は、適正配置計画149～153ページを参照してください。）

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営 形態	利用者数/ 利用定員 (人)
				機能	施設		
① フレンドシップつくしの家	大和	32	510.02	継続	譲渡	指定管理 (NPO法人)	15/20
② ぽぷらの家(高鷲福祉交流センター内)	高鷲	46	176.00 (656.00)	継続	検討	指定管理 (社会福祉 協議会)	9/20
③ すみれ作業所	美並	19	212.08	継続	譲渡		11/20

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年（令和元年）現在

（2）郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

各施設の開所日・開所時間は、年末年始と土日祝日を除く毎日、9時から15時30分までで、年間約240日開所しています。管理運営は、「フレンドシップつくしの家」及び「すみれ作業所」は指定管理者制度で、また、「高鷲福祉交流センター」は「ぽぷらの家部分」を指定管理者制度で、それ以外は市直営で実施しています。

指定管理者が支出している管理運営費の総額は約68,700千円で、自立支援給付費や授産製品販売等による収入は約72,900千円となっています。市は借地料等として約1,016千円を支出しています。

障害者総合支援法に基づき、認可事業所は、国・県・市が支出する事業収入を得て自立した経営ができるスキームとなっていることから、行政としての役割を明確にした上で民間事業者に譲渡します。

（3）対象施設の利用実態及び課題（令和元年度）

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において、個々の施設の最終的な再編の取り組みの妥当性を検証するため、現時点（令和元年度実績）における各障がい者通所支援施設で実施している施策や事業内容、及び課題について整理します。

① フレンドシップつくしの家

施設状況・ 施設構成	鉄骨造平屋建て、延床面積 510 ㎡。 昭和 62 年に新耐震基準で建設した事務所を取得・転用し、平成 17 年に大規模改修していますが、建築から 32 年経過し施設・設備の老朽化が進んでいます。 施設は、本館、車庫、倉庫、静養室、作業室などで構成。
開所日・開所時間	年末年始と土日曜日を除く毎日、9 時～15 時 30 分
利用状況	年間の開所日は約 260 日、一日あたりの通所者数は約 15 人（定員は 20 人）で、年間の延べ通所者数は約 3,800 人となっています。
管理運営方法・ 管理運営費・ 事業収入	利用者の保護者会により設立された NPO 法人が指定管理者となり運営し、主に精神障がい者を対象に、内職等の作業を通して訓練を行いながら、自立に向けた知識や能力の向上のための支援を行っています。 指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 24,500 千円で、自立支援給付費や授産製品販売により約 26,400 千円の収入があります。 市は施設の借地料として年間 760 千円を支出しています。

② ぼぶらの家（高鷲福祉交流センター）

施設状況・ 施設構成	ぼぶらの家（延床面積 176 ㎡）と放課後児童クラブなどの複合施設で、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積 656 ㎡。 昭和 48 年に旧耐震基準で建設した「たかす保育園」を平成 18 年度に転用した建物で、耐震診断、耐震改修は未実施で建築から 46 年経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっています。 施設は、ボランティアルーム、作業室、喫茶室、談話室、トレーニング室、交流室等で構成。
開所日・開所時間	就労継続支援 B 型事業（作業室、喫茶室、談話室等を使用）は、年末年始、土日曜日を除く毎日、9 時～15 時 30 分で年間 240 日開設し、
利用状況	一日あたりの通所者数は 9 人（定員 20 人）で、年間の延べ通所者数は約 2,300 人となっています。
管理運営方法・ 管理運営費・ 事業収入	ぼぶらの家は、高鷲村心身障害者（児）親の会と支援者で発足した「ぼぶらの会」の事業を継承した市社会福祉協議会が指定管理者となり、作業室 2 室、喫茶室・談話室をぼぶらの家として使用し、内職等の作業を通して訓練を行いながら、自立に向けた知識や能力の向上のための支援を行っています。 指定管理者が支出する管理運営費の総額は 22,600 千円で、自立支援給付費や授産製品販売により 23,000 千円の収入があります。 ぼぶらの家以外の部分（ボランティアルーム、交流室、トレーニング室）を提供し（無償）、各種団体が以下の事業を行っています。 市は、施設の管理運営費として年間約 310 千円支出しています。 ●高齢者の交流の場 2 団体が自主的な取組みを行っています。 【松竹会】 毎週水曜日、9 時～11 時 30 分（オセロ、トランプ） 冬季以外の毎週月曜日（ゲートボール） 利用者は 10 名 【てんづく会】 毎週月曜日、9 時～10 時 30 分（雑巾作り） 利用者は 5～6 人

	<p>●サポートママ（子育て支援）</p> <p>地域の子育て世代で組織する任意団体が、乳幼児親子を対象にした遊びの場や交流の場を提供し、子育てに対する不安や悩みのある保護者への相談支援を行っています。</p> <p>利用日：毎週月～土曜日 利用時間：10時～14時 利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用回数</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>55回</td> <td>188人</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>98回</td> <td>449人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>158回</td> <td>539人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R1は4～6月はコロナ対策により閉鎖、7月より再開</p>		利用回数	利用人数	R1	55回	188人	R2	98回	449人	R3	158回	539人
		利用回数	利用人数										
	R1	55回	188人										
	R2	98回	449人										
	R3	158回	539人										
<p>●放課後児童クラブ</p> <p>小学校に就学している児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後や夏季などの長期休暇に児童の居場所等を提供する放課後児童クラブを実施しています。</p> <p>利用日：毎週月～金曜日 利用時間（通常）：14時～18時 （夏休み）：8時～18時 対象児童：高鷲小学校児童（1年生から6年生） 登録児童数：27人 平均利用児童数：17人 運営形態：公設民営（市は補助金による支援） 事業費：補助金年間 2,836千円（国1/3 県1/3 市1/3）</p>													

③ すみれ作業所

施設状況・施設構成	鉄骨造平屋建て、延床面積 212 m ² 。 平成 12 年に新耐震基準で、高齢者の生きがいづくり事業の拠点として建設し平成 16 年に転用した建物で、建築から 18 年経過しています。 施設は、作業室、食堂、相談・休憩室、事務室、倉庫等で構成。
開所日・開所時間	年末年始、土日曜日を除く毎日、9時～15時30分
利用状況	就労継続支援B型年間の開所日は、約 240 日、一日あたりの通所者数は約 11 人（定員は 20 人）で、年間の延べ通所者数は約 2,700 人となっています。
管理運営方法・管理運営費・事業収入	ボランティアグループ「すみれの会」の事業を継承した市社会福祉協議会が指定管理者となり、内職等の作業を通して訓練を行いながら、自立に向けた知識や能力の向上のための支援を行っています。 指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 21,600 千円で、自立支援給付費や授産製品販売により約 23,500 千円の収入があります。 市は土地の賃借料として年間 256 千円を支出しています。

3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の障がい者通所支援施設のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

(1) 全体的な方向性について

適正化配置計画に示すとおり、障がい者通所支援施設（就労継続支援B型）は、障がい者の自立を促進するとともに、地域での市民との交流を促進し、障がい者への理解を深める機会として、今後も必要です。

これまでは市が小規模授産所等を設置して管理運営を行ってきましたが、障害者総合支援法に基づき、社会福祉法人等が事業認可を得て、国、県、市からの事業収入（自立支援給付費）を得て自立した経営が行えることから、行政の役割を明確にしたうえで、補助金等の適化法との関係を整理し、現在の指定管理者への無償譲渡について協議します。（なお、市の指定管理を外れることにより自立支援給付費の減算（3.5%）も無くなります。）

(2) 全体の方向性を踏まえた各施設個別の課題と取組みについて

① フレンドシップつくしの家

③ すみれ作業所

【適正配置計画における対応方針】

- 障がい者就労継続支援B型の事業は継続します。
- 施設は、耐震基準を満たしており、現在の指定管理者への譲渡について、施設の改修のあり方を含めて協議します。

【行動計画】

- 障がい者就労継続支援B型事業については、障がい者の自立を支援するため今後も継続を前提として譲渡します。
- 施設は、行政の役割を明確にしたうえで、補助金等の適化法との関係を整理し、現在の指定管理者への無償譲渡について、施設改修のあり方を含め協議します。
- 土地については借地となっていることから、地権者との協議を行い施設の譲渡に支障が生じないよう対応します。

② ぼぶらの家（高鷲福祉交流センター）

【適正配置計画における対応方針】

- 障がい者就労継続支援B型の事業は継続します。
- 施設は、耐震基準を満たしておらず、建築から50年近く経過し老朽化が顕著なことから当該施設は廃止することとし、他の施設への移転を含め、今後のあり方について検討・協議します。
- 高齢者の交流の場、子育て支援、放課後児童クラブも今後継続しますが、施設の状況に鑑み、移転を含めて施設の在り方、管理運営手法について検討します。

【行動計画】

- 障がい者就労継続支援B型事業については、障がい者の自立を支援するため今後も継続します。
- 施設については、旧耐震基準で建設し老朽化が顕著なため、改めて現地調査を行った結果、屋根・外壁部分については修繕が必要なものの、天井・内壁・床の仕上げや給排水・電気設備等の主要部分に支障はないと確認できたことから、継続使用の可能性を検討するため令和5年度中に耐震診断を実施します。
- 耐震診断の結果、耐震基準を満たしている場合若しくは小規模な耐震改修工事（概ね1千万円以内）で対応可能な場合は、改修が必要となるまで継続使用することとします。
耐震基準を満たしていない場合、若しくは大規模な耐震改修工事が必要な場合は、他の施設への移転や廃止を含めて今後のあり方を検討します。
- 高齢者の交流の場、子育て支援、放課後児童クラブについては、上記の耐震診断の結果に基づき、施設のあり方等について検討します。

(3) スケジュール (ロードマップ)

施設名等		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度から R10 年度
事 全 項 体	譲渡の仕組みづくり	→→ 譲渡方針の策定		→→→→→ 方針に基づく譲渡及び移転	
	①フレンドシップつくしの家	→→→ 施設の譲渡について協議		→→→→→ 施設譲渡・必要な支援の実施	
	②ぼぶらの家 (高鷲福祉交流センター)	→→→ 耐震診断		→→→ 耐震診断の結果に基づく対応	
	③すみれ作業所	→→→ 施設の譲渡について協議		→→→ 施設譲渡・必要な支援の実施	

4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議のうえ合意形成を図り、令和 10 年度までの再編を図ります。

(1) 諸課題への対応

① 施設の譲渡の仕組みづくり

福祉施設等については、これまで民間事業者が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていますが、さらに、民間の持つノウハウを活用し、自立した経営を行うとともに、時代の要請や市民のニーズに柔軟に対応し、当該施設の機能を最大限に発揮できるようにするため民間事業者への施設譲渡を進めることとし、対象施設の譲渡を円滑に進めるため、譲渡の条件や支援措置などに関する基本的な枠組みを示す譲渡方針を策定します。

(2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。

令和 3 年 4 月以降、関係団体への説明会を早期に開催するほか、下記の諸団体との協議をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
利用団体	行動計画の内容と今後の進め方など
自治会	行動計画の内容と今後の進め方、移転先、管理、譲渡等
指定管理者	行動計画の内容と今後の進め方など

参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、 施設運営管理統括	社会福祉課 高鷲、大和、美並振興課
	土地の取得について	契約管財課、大和振興事務所、美並振興事務所
主幹課 (施設利用)	建物の修繕について	社会福祉課 社会福祉協議会
	関係課 (全体調整)	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	譲渡の条件設定	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)